

令和6年能登半島地震で被災された農林漁業団体の皆さまへ

特例業務負担金の納期限の延長等について

1月1日に発生した能登半島地震においては甚大な被害が発生しており、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災されたすべての方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

当共済組合では、特例業務負担金の納付について次のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

1 特例業務負担金の納期限を延長します

- 令和6年能登半島地震により被災した次の対象地域に所在地を有する農林漁業団体におかれましては、令和6年1月1日以降に納期限が到来する特例業務負担金の納期限を延長します。

対象地域 富山県、石川県

2 延長後の納期限は、後日お知らせします

- 延長後の特例業務負担金の納期限は、今後、被災状況を勘案して決定される厚生年金保険料の延長後の納期限に合わせることであり、厚生年金の取扱いが決定後に改めてお知らせします。
- なお、納期限の延長となっている期間、督促状は送付しません。

3 口座振替で納付されている農林漁業団体等の皆さま

- 特例業務負担金を口座振替で納付されている場合、口座振替は自動的に停止されません。令和6年1月分以降の特例業務負担金について口座振替の停止をご希望される団体様は、当組合までお申出願います。

4 納付の猶予が適用される場合があります

- この度の災害により団体の財産に相当な損失を受けた場合には、被災された団体様からの申請に基づき、特例業務負担金の納期限の延長の終了後も納付の猶予が適用される場合があります。また、この猶予措置は上記の対象地域以外の地域にある団体様も対象となります。詳細につきましては、当組合にご相談願います。

《この件に関するお問合せ先》

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）業務部管理徴収課

〒101-8580 東京都台東区秋葉原2番3号

電話:03-6260-7808 FAX:03-6260-7819